定　期　預　金　共　通　規　定

期　日　指　定　定　期　預　金　規　定

自 動 継 続 期 日 指 定 定 期 預 金 規 定

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）

自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）（スーパー定期）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）（スーパー定期）

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

変 動 金 利 定 期 預 金 規 定（単 利 型）

変 動 金 利 定 期 預 金 規 定（複 利 型）

自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

定 期 積 金 規 定（スーパー積 金）

盗 難 通 帳 等 による預 金 等 の不 正 な
払 戻 し被 害 の補 てん等 に関 する特 約

大垣西濃信用金庫

令和８年１０月１日現在

定期預金共通規定

１．（定期預金共通規定）

定期預金共通規定は、この規定集に収載されているすべての定期預金（以下「この預金」という）に共通して適用します。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年１０月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）

（１）この預金の証書・通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この預金の証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。その場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（３）証書（通帳）を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

４．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

５．（印鑑照合）

この預金の証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

７．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第９条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第９条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

８．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料

の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

９．（預金の解約、書替継続等）

（１）この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印し当店へ提出してください。また通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに当店に提出してください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金が犯罪に利用された場合

③ この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引等を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害金については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合。

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

（４）前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

（５）一定の期間預金者による利用がない場合、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがあります。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（６）前１項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。

１０．（通知等）

当金庫が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１１．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。なお、この預金が期日指定定期預金の場合、期日指定定期預金規定第２条第１項および第２項にかかわらず、相殺することができるものとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（通帳）は所定欄又は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以　上

期日指定定期預金規定

１．この規定は、期日指定定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に対してその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（５）この預金の一部について、解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当店に提出してください。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① １年以上２年未満・・・証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

② ２年以上・・・・・・・証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」という）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切り捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×４０％

③ １年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×５０％

④ １年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×７０％

⑥ ２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

１．この規定は、自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

３．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日）の前日までの日数（以下「約定日数」という）および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満・・・証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

② ２年以上・・・・・・・証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」という）

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

（３）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×４０％

③１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×５０％

④１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×７０％

⑥２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・２年以上利率×９０％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以 上

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）＜スーパー定期＞

１．この規定は、単利型の自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という）に適用します。

２．（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」という）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に、指定口座へ入金します。

Ｃ．定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする預金（以下「中間利息定期預金」という）とし、中間利息定期預金の利率は、当金庫所定の利率を適用します。

② 中間払利息を（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」という）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の約定期間および預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間利息額の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

Ｃ．１年以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

Ｆ．２年６か月以上４年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

Ｆ．２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×８０％

Ｇ．３年以上５年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

④預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×３０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％

Ｆ．２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

Ｇ．３年以上４年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×８０％

Ｈ．４年以上５年未満・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

４．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、前記３．の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しない（通帳の場合は通帳に記載しない）こととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します

②中間利息定期預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに提出してください。

③中間利息、定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

以 上

自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）＜スーパー定期＞

１．この規定は、３年、４年または５年の定型方式複利型の自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という）に適用します。

２．（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって６か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３号各号に該当する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の約定期間および預入期間に応じた利率（小数点以下第４位以下は切捨てます）によって、６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％
Ｆ．２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

②預入日の４年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％
Ｆ．２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×８０％
Ｇ．３年以上４年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

③預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×３０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％
Ｆ．２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％
Ｇ．３年以上４年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×８０％
Ｈ．４年以上５年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）＜スーパー定期＞

１．この規定は、定型方式単利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この定期預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記２．（２）の利率。以下これらを「約定利率」という）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期とした、この預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」という）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

Ａ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

Ｂ．中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の３年後、４年後、５年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印

して証書または通帳とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

4．（中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、前記3．の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しない（原則として通帳に記載しない）こととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

5．本規定以外の事項については、自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）を準用します。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）＜スーパー定期＞

１．この規定は、３年、４年または５年の定型方式複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利息）

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記２．（２）の利率。以下これらを「約定利率」という）によって６か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

４．本規定以外の事項については、自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）、を準用します。

以 上

自由金利型定期預金規定＜大口定期預金＞

１．この規定は、自由金利型定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（預金の支払時期）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に支払います。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を、利息の一部として各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」という）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします）のうち最も低い利率。

Ａ．解約日における普通預金の利率

Ｂ．約定利率－（約定利率×３０％）

Ｃ．約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②　預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします）のうち、いずれか低い利率。

Ａ．約定利率－（約定利率×３０％）

$$\text{B．約定利率－} \frac{\text{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}}{\text{預入日数}}$$

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以 上

自動継続自由金利型定期預金規定＜大口定期預金＞

１．この規定は、定型方式の自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記２．（２）の利率。以下これらを「約定利率」という）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および、証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を利息の一部として各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という）は、満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

４．本規定以外の事項については、自由金利型定期預金規定を準用します。

以 上

変動金利定期預金規定（単利型）

１．この規定は、単利型の変動金利定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときはその定めによるものとします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記３．により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合

当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合

中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記３．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の６か月の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息と既に支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a.６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

b.１年以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％

b.１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

c.１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％

d.２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

e.２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

変動金利定期預金規定(複利型)

１．この規定は、３年複利型の変動金利定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．(預金の支払時期)

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

３．(利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について前記の算定方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときはその定めによるものとします。

４．(利息)

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（前記３．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という）によって、６か月複利の方法で計算し満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）当金庫がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって、６か月複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

①６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％
③１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％
④１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

１．この規定は、定型方式単利型の自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における、当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときはその定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときは、その継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について前記の算定方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときはその定めによるものとします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記３．により変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という）を、利息の一部として各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記３．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記２．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率より計算します。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は次のとおり支払います。

①預入日（継続をしたときは、最後の継続日。以下同じ）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息と既に支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

a.６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

b.１年以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％

b.１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％

c.１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％

d.２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％

e.２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

１．この規定は、３年複利型の自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」という）に適用します。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算出するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算出方式により算出される利率を基準として、別に定めをしたときはその定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

３．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときは、その満期日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じて自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算出するものとします。ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として、別の定めをしたときはその定めによるものとします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（前記３．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書または通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（３）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定の第８条第３項各号に該当する場合は、その利息は預入日（継続をしたときは、最終の継続日。以下同じ）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます）によって、６か月複利の方法で計算しこの預金とともに支払います。

①６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×４０％
③１年以上１年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×５０％
④１年６か月以上２年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

定期積金規定（スーパー積金）

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」という。）は証書記載の払込日に掛金を払込みください。

払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、令和８年１０月１日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年３６５日の日割計算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。

５．（給付補填金等の計算）

（１）この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から、満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は、解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、および第９条第３項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③この計算の単位は１００円とします。

６．（先払割引金の計算等）

（１）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数１日以上のものに限ります。

（２）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

７．（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

８．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第１０条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１０条第２項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

９．（取引の制限等）

（１） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３） 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１０．（解約等）

（１）この積金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②この預金が犯罪に利用された場合

③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合。

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

（４）前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、証書の受取人欄に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１１．（届出事項の変更、証書の再発行等）

（１）この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）証書を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

１２．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に届けください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１３．（印鑑照合）

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１４．（譲渡・質入れの禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１５．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、つぎの手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息相当額については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以　上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

１．（特約の適用範囲等）

（１）この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻しの際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。

（２）この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

①盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い

②本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い

（３）この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

２．（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

（１）盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対して、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、補てん対象金額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５）当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（6）当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（7）当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けたその他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。

３．（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以　上